

「台風 21 号」「大阪北部地震」で被災された皆様へ

本年 9 月 4 日に上陸した「台風 21 号」、また 6 月 18 日に発生した「大阪北部地震」で被災されました皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

当組合の組合員並びに賛助会員の方が地震等災害による被害に遭われた場合、当組合「慶弔規程」第 4 条により災害見舞金を給付いたしますので、下記に該当される場合は、裏面の「災害見舞金給付申請書」により郵送にてご申請ください。

慶弔規程（抜粋）

（災害見舞金）

第 4 条 組合員等の事務所若しくは自宅が風水害、火災、地震、その他非常の災害に遭遇した場合、常務理事会の議を経て、見舞金を給付するものとする。

ただし、災害積立金を取り崩して見舞金を給付する場合は、理事会の承認を得なければならない。

2 災害見舞金は、家屋の損壊状況により、次の区分により給付するものとする。

損壊状況	給付額
床上浸水、一部損壊、小損 (焼失割合 20%未満)	25,000 円
半壊、半損 (焼失割合 20%以上 70%未満)	37,500 円
全壊、流失、全損 (焼失割合 70%以上)	50,000 円

3 災害見舞金の給付申請は、第 1 項の災害に遭遇した日から 1 年以内に、組合員等又は支所長が所定の災害見舞金給付申請書に罹災証明書の写しを添えて申し出ることとする。

4 前項の災害見舞金給付申請書に代えて、近畿税理士会の災害見舞金給付申請書の写しにより給付申請を行うことができるものとする。

（申請先・問合せ先）

大阪・奈良税理士協同組合 事務局

〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-5-4

TEL 06-6941-6888 FAX 06-6947-2800

E-mail office@hanna-zeikyo.jp

(第4条第3項様式)

災害見舞金給付申請書

平成 年 月 日

大阪・奈良税理士協同組合

理事長 西田隆郎 殿

支所

組合員等氏名 _____ 印

申請人 _____ 印
(本人、支所長)

下記のとおり慶弔規程第4条第3項により「災害見舞金」の給付を申請します。

災害の種類	風水害・火災・地震・その他()
罹災年月日	平成 年 月 日
罹災場所	事務所・自宅
罹災状況	床上浸水・一部損壊・小損 (焼失割合 20%未満)
	半壊・半損 (焼失割合 20%以上 70%未満)
	全壊・流失・全損 (焼失割合 70%以上)

(添付書類) 罹災証明書の写し